

第二十八回 参議院内閣委員会會議録第二十一号

昭和三十三年四月四日(金曜日)午後二時二十四分開会

委員の異動

本日委員野本品吉君、佐野廣君及び大沢雄一君辞任につき、その補欠として増原恵吉君、中野文門君及び木村篤太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 大谷藤之助君
永岡 光治君

委員

上原 正吉君
木村篤太郎君
近藤 鶴代君
吉米地義三君
中野 文門君
増原 恵吉君
松岡 平市君
松村 秀逸君
伊藤 顕道君
千葉 信君
田畑 金光君
島村 軍次君

国務大臣

国務大臣 津島 壽一君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣審議室長 吉田 信邦君
総務府総務副長官 藤原 節夫君

事務局側

参事(委員部第二課勤務) 川上 路夫君
常任委員 会専門員 杉田正三郎君

宮内庁次長 瓜生 順良君
皇室経済主管 高尾 亮一君
防衛庁長官 門叶 宗雄君

本日の会議に付した案件

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動がございましたので、事務当局から報告をさせていただきます。

○参事(川上路夫君) 本日、野本品吉君、佐野廣君及び大沢雄一君が辞任されまして、その後任として、増原恵吉君、中野文門君及び木村篤太郎君が、それぞれ選任されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(藤田進君) まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)を一括して議題といたします。

両案につきましては、さきに提案理由の説明を聴取いたしましたので、本

日は、両案の内容について説明を求めます。

○政府委員(門叶宗雄君) さきに国務大臣から両法案の提案の理由及びその内容の概要について御説明がございましたが、これについて補足説明をいたしたいと存じます。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、定員の改正をいたしました。

自衛官の増員は合計一万七千九百九十七人でありまして、陸上自衛隊につきましては、明年度は特に地区施設隊、ヘリコプター隊、通信部隊、機械化実験隊等の技術者を主とする部隊の拡充に努め、また、混成団一、空挺団一、特科大隊一等の新設を予定し、一万人の増員を行うことといたしました。

海上自衛隊につきましては、操縦学校及び整備学校の施設、その他海上自衛隊における教育訓練の充実並びに整備補給等後方業務の拡充のため、千二百九十五人の増員を行うことといたしました。

航空自衛隊につきましては、新設される航空総隊及び航空方面隊の各司令部、輸送航空団、管制教育団等の要員、並びに既存の各航空団、各学校、補給処等の増強のための要員として、六千七百人の増員を行うことといたしました。

第二に、防衛庁の内部部局として衛生局を新設することといたしました。

自衛隊の隊員の保健衛生及び医療は、自衛隊にとつてきわめて重要な問題でありますので、今後、一段と隊員の保健衛生及び医療の充実をはかり、また、病院の運営その他の衛生業務についても、その円滑な運営及び質的な向上をはかるため、この際、これらの事項に関する主管の局を設けたいと考えた次第であります。これによって、従前、人事局が所掌しておりました保健衛生の基本に関する業務と整備局が所掌しておりました衛生資料関係の業務とが、統一的に処理されることとなり、衛生関係の教育訓練、研究調査、病院運営、医官充足対策等に関する諸問題について、今後一そう適切な処理が行われることと期待いたしております。

第三に、技術研究所を技術研究本部に改めることといたしました。自衛隊における装備品等の研究開発の強化のためには、かねて技術研究所の定員を増加し、試験研究用機械器具及び施設を整備する等格段の努力をして参りましたが、この際、根本的に研究開発体制を整備して今後の発展の基盤を作るため、研究開発についての企画、立案、部内業務の総合調整、部外との折衝等を行なつて装備品等をまとめ上げる部門と、装備品等についての技術的試験及び調査研究を行う部門とを分離して、それぞれの部門の機能の増強をはかりたいと考え、その名称も、実体

にふさわしく技術研究本部に改めることとした次第であります。

第四に、防衛研修所において委託により防衛庁の職員以外の者の教育を実施し、また、防衛大学校において委託により外国人の教育訓練を実施することができるといたしました。これらの規定は、以下において御説明申し上げる自衛隊法の改正規定に対応するものでございまして、自衛隊法の規定により、長官が委託を受けた教育訓練を、それぞれその教育訓練の種類に応じて防衛研修所及び防衛大学校において実施し得ることとするためのものであります。これによって、他省庁の職員等が、防衛研修所における研修を通じて、防衛に関する認識を深める機会を得ることとなり、また、友好諸国との親善関係の増進のため相当と認める場合において、その希望により外国人が防衛大学校において教育訓練を受ける道が開かれたわけでございます。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、陸上自衛隊の長官直轄部隊として、新たに富山、石川、福井、三重、岐阜及び愛知の各県を警備区域とする第十混成団を設け、陸上防衛力の整備をはかることとしたし、その本部は三重県に置くこととしたしております。また、航空自衛隊の防衛部隊の指揮系統の整備をはかるため、航空集団を航空総隊に改編することとしたしております。航空総隊は東京都に置かれ、航空総隊司令部並びに北部航空方面

隊及び中部航空方面隊から編成されることとなつております。そのほか、航空警備管制及び航空保安管制関係の運用幹部及び操作員の養成及び補充のために、管制教育団を設置するとともに、航空自衛隊の輸送体制強化のために、飛行隊二から成る輸送航空団を新設することとしたしました。管制教育団の本部は宮城県に、輸送航空団の本部は鳥取県に置くこととしております。

第二に、従前から特定の部外技術者に対しては、他に教育訓練を行う施設がないと認める場合において、委託により、所要の教育訓練を実施して参ったのでございますが、今回防衛庁の付属機関において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合で、自衛隊が教育することが相当と認められるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度で、これを実施することができるとするとともに、これに関連して、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の各種の学校において隊員以外の技術者の教育訓練を実施できるよう規定いたしております。

第三に、消防法について一部を適用除外する規定を設けました。現行消防法の規定中、危険物を貯蔵所、取扱所以外の場所において貯蔵または取扱いをする場合の制限及び夜間において取扱いをする場合の制限に関する規定は、治安出動、災害派遣等自衛隊の行動に際して燃料等の危険物を貯蔵したは取り扱う場合においてはその行動の目的と緊急性にかんがみ、また、演習場においてこれらの貯蔵及び取扱いをする場合においても公共の安全に対する危険が一般に認められないという特

殊性にかんがみ、これを適用しないことを適当と考えた次第でございます。

も、人命財産等に対する危害防止に万全を期するため、防衛庁長官が危険物の貯蔵取扱に関する基準を定める等、必要な措置を講じなければならないこととしたしております。

第四に、自衛隊を視察または見学する者に対し、適正な対価で隊員に対する同一の食事を支給することができるとこととしたしました。これは隊員と食事をともにすることが、隊員の生活に直接接し、また、隊員と直接話し合うこととなり、国民の自衛隊に対する認識を高める上にきわめて有効な措置であると考えられるからであります。

最後に、今日なお各地で戦争中遺棄された不発弾その他の火薬類を自衛隊において除去及び処理してほしいという要望もあるので、そのような場合、発見された不発弾等の処理を自衛隊において行い得ることとしたしました。

なお、自衛隊法の一部を改正する法律案中第十混成団並びに航空総隊、航空方面隊、輸送航空団及び管制教育団の設置等にかかる部分は、その設置準備のためあらかじめ施行日を規定することが困難でありますので、政令で定める日から施行することとしたしております。

以上をもちまして補足説明を終ります。

○委員長(藤田進君) それでは、両案につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(藤田進君) 次に、皇室経済

法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。御質疑のあり方は、順次、御発言を願います。

○伊藤道雄君 まず、皇室経済法について二、三伺いたいと思います。

第八条を見ますと、皇室経済會議について、議員八人で組織するとして、それぞれ特定な人があがられておるわけですが、同じこの第九条を見ますと、「予備議員八人を置く」という項があります。さらに、第十一條第二項では、大蔵大臣たる議員の予備議員は大蔵事務次官、それから会計検査院長たる議員の予備議員は総理の指定する会計検査院の官吏と、特に二つの職名についてだけ予備議員をここで特定な方を設けておられますけれども、他の方方の予備議員については別に特段のきめがないようです。これはどういふわけですか、まずその点をお伺いしておきたい。

○政府委員(瓜生順良君) これは、この行政府の關係の大蔵大臣、そういう方はやはりその關係の仕事で加わっておるものですから、それではあその事務次官をとり、それから会計検査院長もやはり会計検査院の立場で議員に加わっておられますので、その会計検査院の官吏の中から適當な人をその予備議員とする。他の方の議員の關係でありますと、これは議會の方でこの予備議員をお定めになります。ですから、それはその方で、大蔵大臣とか会計検査院なんかとは違ふというふうに考えておるわけでありませう。

○伊藤道雄君 同じく第六條第三項の第四号を見ますと、これは前回矢嶋委員からいろいろ御指摘した点ですが、親王、内親王との差額等について詳しく御質問がありましたので、同じことを繰り返したくありませんので、それは避けるとして、新たにこういう項があるのですが、たとえば第六條第二項第四号で、それぞれ独立の生計を営まない場合には定額の十分の一とあるわけですね。ところが、これをさらに検討いたしますと、たとえばお生まれになつてまだ間もない幼児のころも十分の一であるわけですね。また、たとえば学習院大学へ通学なさるとか、そういう年代になつても十分の一。これは私どもの家庭においても、子供は小さい幼児のころと大学へ入るころについては、相當学費等についても差額が出てくると思ふわけですね。そういう実質上事情に沿ふような面は少しも考慮されてないといふことが言えると思ふのですけれども、この点について次長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) これはいろいろこまかく、それぞれのお子さんにについて考えますと、その年令とか、またいろいろな事情で、実際に要する経費は違ふ場合もありませうが、しかし、一応積算の基礎としては、同じように十分の一といふふうに、一括して簡単に計算できるような数字を出した方がよいといふようなことでやっておるわけで、實際の場合には、あるいはある方はたくさんいたた、ある方は少くいたたといふことはありませうけれども、なかなかそれは一々調べていくことはむずかしいものですから、規則としてはこういう標準をきめておいた方がよからうといふこと

で、こうなつておるわけでありませう。

○伊藤道雄君 次に、皇室典範の第十二條を見ますと、御承知のように、「天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする。」と明確にあるわけですが、なお、これに関連して、民法の第三條を見ますと、「満二十年ヲ以テ成年トス。」これは御承知の通りなんです。そこで、お伺いしたいのは、この成年といふのは、言うまでもなく、心身の発達がある一定の基準に達した、そういう能力者になつた、そういう意味であらうと思ふわけですね。ところが、この民法では二十年とし、皇室典範では十八年としておる。結局、新しい憲法下においてこういう矛盾があるといふことは、いろいろと支障があると思ふわけで、まずこの点、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この点は、先日他の委員会でお話があつて、長官からもお答えしてゐるのであります。これは、天皇が事故のあります場合に摂政を置かれるという規定があります。その場合には、皇太子が成年に達しておられれば摂政になる、そうでない場合は他の方というふうに規定があります。ところが、もし天皇が十八才未満の場合もこれは摂政の關係があります。が、天皇の場合ですと、十八才に達せられるならば摂政を置かれなくともいいので、なるべく摂政を置くような場合を少なくするといふこと、それから摂政になられる方が皇太子の場合も、皇太子があれば十八才になつておられれば摂政にするといふふうにした方がいいので、従来から十八才に達せられるならばそういうようなお役をなさるには差しつかえなからうといふふう

判断されておりますので、そういう関係から民法の方とちよつと違ひますけれども、十八才ならばそういうような仕事をなさるにはよからうということを書いておきます。

○伊藤道君 これは衆議院の内閣委員会で御答弁の中に、この十八才にしたという事は、攝政の問題からいふことも相当だと思ふのですけれども、ところが、攝政という役は非常に大事なわけですね。それを、まだ心身の発達がある基準に達しないという年齢であつて、なお攝政という大任を負わせるということは、人道上から考へても非常に過酷ではないか、そういうふうな考へられるわけですね。この点、どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) 十八才に達せられるならば差しかえなからうというふうな判断をしておるわけですが、特に現在の憲法では、天皇あるいはその事故ある場合の攝政は、国政を決定される、そういうことをなさるのじゃなくて、儀礼的なことをなさるのですから、そうむずかしくもなからうというので、十八才になられるならば、現在もそういうようなお仕事をなさるにはもうよからうという判断であります。むずかしい取引をするというやうな民法の関係とは、違ふというやうなふうに考へておるわけでありませう。

○伊藤道君 皇室の場合は満十八才で、一般国民の場合は二十才でということでありませうけれども、皇室の場合ならば十八才でも差しかえないという事はないと思ふ。特に主権在民の新しい憲法下において、この皇室典範と民法とがかくのごとくはつきりと食

違つておるといふことは、非常に問題だと思ふのですね。こういう点について今後これを調整をはかるといふ必要を感じておりませんか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 先ほども申し上げましたように、民法上のいろいろむずかしい取引をするとかいふような、そういうようなものとも違ひますので、十八才になられるならば、相当もう御成長をなさつておるわけですから、差しかえないのじゃないかというふうな考へておるわけでありませう。その点は、特にいろいろお仕事をなさる場合においては、これは補佐する人もたくさんおられますし、差しかえないというふうな考へておるわけでございます。

○伊藤道君 次に、内廷職員について概要の点をちよつとお伺いしたいと思ふのですが、内廷費で雇つておられる内廷職員で、これは前の説明で大体二十四名と承わつておるわけですが、掌典が四名、内掌典が六名、生物学研究所職員四名、それからいゝゆる雑仕といふですか、女中のような人が十名、そういうことはわかつておるのですけれども、職種の給与額が大体どのようになつておるか。もちろん、ここで詳細がお手元になければ後ほどでもけつこうですが、こういう資料がぜひほしいと思ふのですが、これは今ございませうれば、承わりたい。

○政府委員(瓜生順良君) 職種のこまかい数字はここに持つておりませんですけれども、平均を申し上げますと、二十四人の内廷職員の一人の年平均額

は十九万三千七百五十円でございませう。これを一月にいたしますと、一万六千四百六十六円ということになります。各職種の別は、今ちよつと手元に資料がありません。

○伊藤道君 それでは、次回でけつこうですが、職種の給与額で、この職は何名で幾らと、そういうふうに分けて資料を御提出いただきたいと思ふのです。

次に、内廷職員で宮内庁から行つておる方はないのですか。この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 宮内庁からいふとお尋ねは、宮内庁は国家公務員であつて、内廷職員と申しますと国家公務員とは面然と違ひますので、内廷職員は天皇によつて使用され、給与も内廷費から出ますから、宮内庁の職員ですと国家公務員で、国の公務員で、給与は国から出ますから、その点は面然と分れておるわけでありませう。

○伊藤道君 次に、各宮家で皇族費でいろいろの方を雇つておるわけですが、たとえば侍女とかコック、別邸の管理人、看護婦、こういう方々を雇つておるわけですが、こゝでまた、ぜひこういうやうな資料がほしいと思ふのですが、おわかりなら今承わりたいと思ひます。この職種の人員、それと給与額、こういうものについて、今先ほどお伺いしたと同様の意味で、各項目別にお伺いしたいと思ひますが、お手元があれば承わりたいし、なければ次回でもけつこうです。

は九人、その中には、先ほど申されましたように、侍女ですとか、コックですとか、別邸の管理人、それから女中、それから宮家によりますと研究室の助手、これは三笠さんですが、それから看護婦とか、そういうやうな人を雇つておられるのですけれども、こまかい給与とかそういうものはちよつと手元に持つておりませう。

○伊藤道君 なお、お伺いしますのが、現在各宮家の職員として宮内庁から行つておる方は、事務官一名とか、運転手一名、そういう風に記簿しておるのですが、これはそれだけであつて、そのほかにはないわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) そのほかにはございませう。

○伊藤道君 次に、内廷費、皇族費の増額の理由の一つとして、この要旨の中に交際の範囲と内容の拡大ということをおいておられるわけですね。この点から内廷費とか皇族費の増額が必要だと、全部ではないが、一部そういう理由としてあげておられるわけですね。そこで、宮廷費の中に交際費といふのがあつたわけですね。これが三十二年と三十三年度とを比較いたしますと、前年度よりどのように増額しておられるわけですか、これをまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 宮廷費の交際費は、前年度より少し減つておると思ひます。六十万円ですか減つております。昨年度が、交際費で、これは主として皇族さんの関係でありますけれども、いろいろ公けの交際の場がふえてくる。これは、皇族さんの服装あるいはその飾りというやうなものが、どうもお粗末だといふやうなことで、

服装をととのえなければならぬといふやうなことで、そういうやうな関係で、昨年そういうものをととのえられた。一応ととのえまして、臨時費にあらたものを落しまして、三十三年から経常的にそれをいろいろ取りかえ修理する、または新しく作られるものももちろんありますけれども、臨時費的に、一時に作られたやうなもので、ふえた分と考へられるのを落したため、交際費が減つておるわけでありませう。

なお、この皇族費の方で、この服装をととのえられる面がもちろんあると思ひます。で、公式に宮廷費から出して、もいいものでととのえられることのほか、大公使とのいろいろなパーティとかレセプションとか、それは必ずお出にならなければならぬという義務的なものではないかもしませんが、しかしながら、実際にはやはり交際上お出になつていくことがお互いの親善を増すことになつておるわけですので、よくお出になつておられますが、そういうやうな関係で、いろいろまたととのえられる必要がありませうので、公式にととのえられたそれをお使ひになることもありませうけれども、そのほかいろいろの準備をなさる、そういうのは皇族費の方の増額をしていただく分として考へていこうというので、お願いをしたわけでありませう。

○伊藤道君 今の御説明ですが、一応わかるわけですが、しかしながら、交際の範囲と結局内容の拡大といふことを理由にして、内廷費、皇族費の増額を要求しておられるわけですね。ところが、宮廷費の中の交際費は、逆に前年度より本年度は落しておる、

そこが非常に矛盾しておるわけですがね。ただ、昨年の面が臨時費であつた、臨時的な支出であつたから、そういうようなことになる。一応話がおつづくようでありまされども、本来の筋からいふと、どうも納得できないと思ふのですがね。その点をいま一度、一つ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 臨時費的な経費は、大蔵省の方でいろいろ予算の査定を受けるわけですから、そういう場合には、臨時的なもので本年も引き続き要らないものならば減らそうというので、そう宮廷費の面では減つてきておるのです。で、しかし、交際される範囲、つまり交際する国の数はだんだんふえております。それから、お互いに呼んだり呼ばれたりというようにあること、あるいは最近は何国からお客様に來られる国費、あるいは国費まで至らないが大事な客が來られるという数もふえておる。そういう人の接待の仕方、公式のほかに、いろいろの国に行きますと、そういう国によりまして、どここの国でこういうおもてなしを受けたというふうなことがあります。と、公式ではないが、私的に芝居に案内されるとか、ちよつと簡単に食事をされるというふうなことも、各國とのつき合ひ上、振合ひ上なさらなくてはいけないという面もありますので、そういうのは公式の方ですと宮廷費の方でまかないますけれども、そうでないのは皇族の方でまかなうというところで、従つて、皇族費もそういうような交際をなさるための経費もやはりかさばつてくる。従つて、その増額の理由としてあげておるわけでありま

す。それだけが理由ではありませんけれども、それも理由としてあげておるのではありません。

○伊藤彌道君 来年度の予算を見ますと、東宮御所の新営費として八千三百万が計上されているわけですね。そこで、この際東宮御所の造営計画を一つ、概要でけつこうですが、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 東宮御所は現在、渋谷の常盤松のかりの住いで、これは元東伏見家であつた建物でありますけれども、そこにお住まいになっておられますが、建物も相当古くなつておりますので、また、だんだんいろいろお客が見えるようになり、お客を接待されるには部屋も狭いし、どうも十分でない。なお、将来東宮妃をお迎えになれば、なおさら狭いし不適当だということで、この東宮御所の新営を予算でお願ひしたわけでありま

す。その場所は、大宮御所のありました跡、青山の大宮御所のありました跡のあたりを考えております。で、現在、この大宮御所というのは、貞明皇后がお住まいになつた所ですが、お住まいになつていた部屋の中の一部分は、今、前高松宮さんの屋敷であつた所を一部移したのですけれども、もう貞明皇后さんがお使いにならなくなったので、ちよつと今光輪閣の裏にシルク・マニッシュで、絹の織物の展示場があります。そこへ払い下げになつてそれを移しておりますから、そのあと一部残つておりますけれども、古い建物で、これを壊しまして大体その跡へ建てる。坪数にして、殿下の公けにお使いになる所、並びにお住まいになる所が合せて約六百坪、それから事務

の關係で東宮大夫とか、侍従とか、それから事務官、それから女官、それからコックとか運転手とか、そういういろいろの人の事務室の關係、それから料理を作る料理場の關係の建物、車庫を置きますから車庫の關係、それから冷暖房、控えの間、そういうような事務室並びに付属の施設が約五百坪であります。合せて約千六百坪になります。

○伊藤彌道君 一応わかりましたけれども、まだ大事な点が御説明がないのですが、たとえば建坪がどのくらいとか、建築費がどのくらいとか、そういう起工をいつやつて、予定はどのくらいで完工か、そういうような大事な点が御説明がないのですが、その点、承

○政府委員(瓜生順良君) 建築費の關係は、三十三年度は八千三百万ですけれども、なお三十四年度に残りの部分、両方三十三年度、三十四年度を合せて二億三千万の経費というのであります。そのうちいろいろ御殿まわり、先ほど申しましたが、皇太子殿下が公けにお客をされたりする公けの部屋、それからお住まいの部屋という、いわゆる御殿まわりが約六百坪で、その経費が一億五千万。それからこの事務室並びにいろいろ付帯施設、そういうものが約五百坪で、これが五千万。合せて建築費が二億円になります。

す。あとの三千万の方は、この敷地の整備とか動力費、ガス水道等、屋外設備に要するような経費、そういうようなものが二千三百万になります。なお、次に、設計をしたりその他の費用が七百万、全部合すると、それが二億三千万というふうになるわけでありまして、そういう計画で考えております。

○伊藤彌道君 昨年の十一月五日に、宮内庁の瓜生次長が宮内庁記者同との会見で、こういう点を明らかにしておられるのです。瓜生次長としては、この際のはつきりさせておきたい、そういうことを前置きにして、東宮御所造営計画のいろいろの計画を発表されておるわけでありまして、それによりまして、ちよつと今の御説明と食い違つておる面があるのですが、この十一月五日に瓜生次長が記者同に発表されたあとに、また変更でもあつたのですか。そうでないとする、だいたい食い違ひがあるのですが、建築費は、このときには約三億円という発表をしておるわけでございますね。なお、建坪等については千二百坪とか、三十三年度、三十四年度に完工と、そういうふうにはつきりさせておきたいという前置きをもつて、こういう発表をしておられる。だから、これは信頼するに足ると思ふのですが、今の御説明とはいささか食い違つておるのですが、これはどういうわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) 昨年のその際に、宮内庁側で東宮御所について計画をしておる内容につきまして、どこからこの記者クラブの方が不正確に聞いておられて、それが一部の新聞に

載りましたので、不正確に知つておられることをそのままはうつておきますと、そういうことのようにとられますから、それで、現在宮内庁の事務として考えておるのはこういうふうであるという話を話した方がよろうというわけ、申しわけありません。その後、さらに予算の編成、折衝等いろいろやつて、またいろいろ他の方の意見なども聞きまして、で、その当時よりは幾らか縮小した案になつて固まつて、それがきまりまして予算になりました。従つて、その当時よりもちよつと面積が狭いのです。それから、予算の総額も減つております。そのときは、まあおおむね考えておるところと、ううううにきまつたということでございます。

○伊藤彌道君 ただいまの点は了承いたします。次に、東宮御所の造営計画と皇太子の御結婚ということは、非常に直結した大事な問題だと思ふのです。そこで、お伺ひしたいのですが、皇太子の御結婚についてはどのような計画が立てられて、どの程度に御進捗であるか、その点、まずお伺ひしたいと思ふので

○政府委員(瓜生順良君) その問題につきましましては、現在鋭意適當な東宮妃の候補者というのにつきましまして調査をいたし、検討をいたしておりますけれども、しかしながら、まだ最後のところへ来ておりません。しかし、皇太子殿下ですでに満二十四才にもなられますので、もう適當な方があれば御結婚になつてもいい年令になつておられるのであります。で、今この調査を

し、選考をし、検討しておりますのが、しかときまれば、これは東宮妃におきまされる。あるいは今年中にもきめられるのじゃないかと思ひます。

しかしながら、これは相手のあることではないから、ある方と皇太子殿下が御結婚になっていいというふうに一応考えましても、この御両人の合意があつて、それならよろしいというふうになりませんかといけませんので、皇太子殿下がよろしいとおっしゃつても、その女性の方がいけない面もありましようし、皇太子殿下のお気持がよく聞きながらやっておりますのですから、両者の合意ということが必要ですと、われわれのようなお世話しているものであつてしまふわけにはいかな

い。そこらにあいまいなところがあるじゃないかとおしかりを受けるかも知れませんが、事柄の性質上、これはやむを得ないので、その点は御了承得たいと思ひます。

東宮御所の造営の問題も、御結婚もそう遠くないだろうし、それには今の所ではいかに早く作らうというところで、三十三年度、四年度には仕上げようというように計画をしておるわけでありま

す。

○伊藤道雄君 瓜生次長は、御所の完工前に結婚されるのが常識である、けれども、それまで狭くとも現在の仮御所でごしんぼう願う、こういうように言われたわけですけれども、皇太子御結婚のお話は、昭和二十六年ごろからもう話が出ておると思うのです。そこで、三十五年ということになる、満二十七才になられるわけですが、そこで、御所完工前に御結婚なさ

るといふのであれば、これを逆算すると、大体この春ごろ御婚約の発表というふうに一応考えられるわけですから、皇太子妃の選考についてはもう決定しておつて、あとは皇族会議の採決を仰ぐ段階に來ておる、そういうこれはほかから、信頼できるかどうかはわかりませんが、一部そういうことを風聞として承つたわけですが、この点を確かめておきたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) 皇太子妃の選考はまだ終つておりません。もう何か實際は内々きまつてゐるのだけれども、しかしながら、何かの事情でわざわざ発表をおくらしている、皇族會議にかけるのをおくらしているというふうにとられる方があつてもいいけれども、實際問題として、まだ選考は終つていないわけでありま

す。従つて、先ほど申しましたように、いつだというふうなことはつきり申し上げられないというのでありまして、わざわざ隠しているわけではないわけでありま

す。

○伊藤道雄君 それじゃ、次の問題について二、三お伺いしたいと思ひますが、日本国の象徴であり、また日本国民統合の象徴である天皇御一家と国民との関係については、これはどこまでも親愛の情にかななければならぬと思ひます。天皇を初め御一家では、常に国民とともに歩むと、そういう点に努力せられておるにもかかわらず、宮内庁の封建性がこれをばはんでおるといふうに伺つておるわけですか。もしそうだとすると、まことに遺憾にたえないわけですが、そこで、この点について一つ明快な答えをいただきたいと思

ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 今ほどのおっしゃいました御意見について、われわれも同じ氣持で、現在、国の象徴としておられる天皇並びにその御一家の方と国民との親密な関係というものを、一そう増しにいく、それによつて国民の協力態勢の上にも寄与されていくといふことは必要だといふふうに考へ、まあ今までやつておられました行き方等につきましても、いろいろ検討して、改むべき点があれば改むべきであるといふふうにしやうというので、努力をしておるつもりでございます。

で、しかし、今、天皇のいろいろな御行動を、普通の一般国民の方と同じようになつていふ御意見も、ときによつてあります。銀ぶらでも自由にされたらどうかといふような御意見もあ

りますが、しかしながら、現在のところでは、まあまだ一般の大多数の方の御意見がそこまでは考へておられないやうであります。そこで、大多数の国民の方がどうあつていただきたい

というふうに考へておられる点がどこにあつてあるかといふことも考へ、なお、陛下の今までの御生活の實際ともにもらみ合して、過去にこだわつた、いわゆる封建性と今おっしゃいました、が、そういうふうなことにならないやうに、徐々に改むべき点は改めていくやうにしたいといふふうに考へておるわけでありま

す。

○伊藤道雄君 また、たとえば天皇が臨幸せられるような儀式といふことを考へてみても、もちろん、儀式ですから、ある程度の規律といふことは非常に大事だと思ひます。しかしながら、ただ規律一点張りでないに、その規律の中

にも非常に一面明るいなどやかな雰囲気といふものが、またぜひ必要なことであらうと思ひます。そういう意味ではどうか、この点に対して宮内庁としてどういふふうにお考へになつておるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 儀式のやり方、これにつきましても、儀式は一つのはやり形式的な点もあり、それを全然除いては儀式らしくもならない。しかし、その儀式がえらいしやういふことばつていて、非常に不自然だといふことでは、これはいけないと思ひます。とでは、これはいけないと思ひます。とでは、これはいけないと思ひます。とでは、これはいけないと思ひます。

○伊藤道雄君 もし、今お答えになつたような点を努力せられておるとすれば、たとえば身近に行われておる国会の開会式です、こういう式一つ例にとつてみても、あの国会の開会式では、もちろん厳肅さはあつて、その反面非常に

かた苦しい面はあつたけれども、明るいなどやかな雰囲気といふものは、あつたと思ひます。そういう雰囲気の中で、ぜひ天皇として御心算も多いと思ひます。そういうふうなことを考へられて、あれではないかな、親愛の情、国民と天皇一家との心情のつながりといふことは、たとえば今一つ国会の開会式を例にとつても、親愛の情でつながつておるといふふうには受け取れないわけですか。この点についてはどういふふうにお考へですか。

○政府委員(瓜生順良君) 国会の開会式の例でございましたが、それでは、われわれの方からとやかく言つては言い過ぎで、国会がなさる、そこへ天皇陛下が御出席になるといふ形なのですから、さらに国会の方でどういふふうにしたらいいという御意見で改めになるというところについて、われわれは別にどういふことはありませぬ、われわれとしては批判をする立場ではないわけでありま

す。

○伊藤道雄君 御指摘までもなく、国会のことは国会でいふことを私も承知の上でお伺ひした。ただ、私たちがごろの、あちこち、そう儀式に出てお

りませんか、国会の例をとつては、どうである、こういうことがほかの儀式でも当然に行われてゐるんじゃないか、そういう意味から申し上げたのであつて、国会のことは国会で審議するといふことは、重々承知の上でお伺ひしたのである。だから、ほかでもそういうふうな儀式の際にはどういふふう

に考へられておるか、そういう意味なんです。

○政府委員(瓜生順良君) まあ、儀式

のやり方につきましては、先ほど一般論を申しましたような精神で、儀式ですからやはり儀式としての体を整えながらも、新しいこの時代の一般の人の気持ちに合うように考えながらやるということ、いたしておるわけであります。たとえば、新年のとき、これも国会議員の方もおいでになっておりますけれども、ああいうふうなやり方、これも毎年検討しながらやっておるつもりであります。こういうところを改めたらどうかという御意見も、それも検討するのでありますので、今まででいいというふうに、そのまま押し通すという考えではありません。

そのほかの式で、まあ大臣の、認証官の任命式とかというようなものや、り方とかあるいは外交関係の信任状奉呈式とかというようなやり方、こういうようなものにつきましても、常に考えながらやつておるつもりでおります。しかしながら、まあわれわれが不敏で、不十分な点があるかもしれませんが、考えながら、悪い点は改めようということをやつておるつもりではおるのであります。

○伊藤顯道君 次に、あのお若い皇太子については、今後やはり國民とのつながり、非常に信愛の情でつながれるというような意味合いから、特に宮内庁の方々に責任があろうと思うわけで、これからの皇室と國民とのつながりという意味合いから、そういうことで、宮内庁の關係の各官の方々が新しい感覺で、十分明るい方向へ行くように、特段の努力が必要であらうと思うわけです。この点についてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(瓜生順良君) 皇太子殿下

のいろいろの行事のなさり方、それから御行動につきましては、まあ今の陛下が皇太子であられたころの例にはよらないで、やはり今おっしゃったような、新しい時代に即応したなさり方をするべきだということで、もとの例と違うものにそんなにこだわらないで、常に努力しておるつもりであります。まあ最近も、これは警察の方とも打ち合せてそういうふうになりましたが、皇太子殿下が日曜日皇居に毎週おいでになります。これは両陛下と食事を一緒にされる。あるいは東京ローン・テニス・クラブにテニスに行かれる。そういうふうなごく非公式に出かけられるような場合には、特別に警察で警備員を配置したり、あるいはゴーストツプを特別にして、車をするすると通すように、車を特別に整理をするというふうなことをしないで、普通の注意で、普通の交通整理をしてもらうて、警備員を特に配置しない。もし赤が出れば、そこでとまって待っているというふうになさるといふふうに、警察の方とも打ち合せまして、今年に入ってからでございますが、そういうふうに改めていただいた。まあいろいろ工夫はしておるつもりであります。が、今おっしゃいました御趣旨に沿うように、一そう今後も努力したいと思ひます。

○永岡光治君　先ほどの皇太子の御結婚のことにつきまして、伊藤委員から質問されたわけですが、どうもまだ少しはつきりさしていただきたいことがあるわけです。お住まいになる建物は、今予算を計上して、これからお作りになろうということですが、大体の目途はやはりあるのじゃないだろうか。そ

の用途に向って努力する過程で、先ほどあなたから御答弁がありました。が、両者やはり合意しなければ何ともならない問題だということでしたが、相当内々進めておるのじゃないかと思うのですが、大体今まで相当当られておるののだからと思うのですが、用途はいつごろを大体考えられましたか、あなたの方で努力されておるのか、その用途を一つ、差しつかえなかったら、お漏らし願いたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 先ほどもちよつと申し上げましたが、その目途、何月というようなことは、なかなかかむずかしいですけれども、できれば今年中には、まあ内定でできれば内定したいというふうに考えております。しかし、先ほど申しましたように、これは相手のある問題でございますので、うまうまとまらなければ、また来年になるということもあると存じます。

○永岡光治君 相当御折衝なされて、まあ言うならば、写真が実物か知りませんけれども、俗な言葉で言うならば、見合いといいまししょうか、そういうものをおやりになったのですか、そこまで行っていないのですか。

○政府委員(瓜生順良君) いわゆる見合いをなさったということは、別になんかいろいろ進めております。しかし、調査をいろいろ集めたりしておりますが、そういうような点は、殿下もごらんになったものもあるかもしれません。さうなことはいたしておりますけれども、お見合いがあったかと、それはございませぬ。

○永岡光治君 そいう段取りは、や

はりあなたの方でその段取りをつけることになるわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) この方は、結局、宮内庁としてお世話を申すというふうに、まあやる建前になっております。しかし、これはわれわれが段取りををして、それですべてきまるものではありません。段取りはいたしますが、皇太子殿下の御意思が一番大事です。それから、御両親であられる天皇、皇后両陛下の御意向も十分伺わなければなりません、そういう面を伺いながら、われわれがお世話を進めていくという立場におけるわけであります。

○永岡光治君 皇太子の気持はどういうことですか。やっぱりあなたの方にお漏らしになっておられるのですか。これは国民が非常に関心を持っておりますので、いま少し、差しつかえなければ、お漏らし願いたいと思うのですが……。つまり、何人かごらんになって、非常に進んでおいでになるような状態になっておられるのか、まだ全然そういう意思はないのか、その辺のところは、やっぱりあなたの方でおわかりだろうと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 殿下の御意向、向というのも、まあある程度、新聞、雑誌なんかでは、学友に漏らされた点を書いておられますが、それはそう違わぬと思いますけれども、しかしながら、やはり結婚の問題になりますと、それじゃこういう条件でこうという、びつたりそれじゃその通りに行くかという、実際問題はそうでない場合も、普通の家庭でもよくあるわけでありまして、われわれの親戚なんかでもそういう例を見ております。平生言っておられたのと、かえって違ったタイ

はりあなただの方でその段取りをつけることになるわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) この方は、結局、宮内庁としてお世話を申すというふうに、まあやる建前になっております。しかし、これはわれわれが段取りをして、それですべてきまるのではありません。段取りはいたしますが、皇太子殿下の御意思が一番大事です。それから、御両親であられる天皇、皇后両陛下の御意向も十分伺わなければなりませんし、そういう面を伺いながら、われわれがお世話を進めていくという立場におるわけであります。

○衆國先治君　皇太子の気持はどういうことですか。やっぱりあなたの方にお漏らしになっておられるのですか。これは国民が非常に関心を持っておりますので、いま少し、差しつかえなければ、お漏らし願いたいと思うのです。つまり、何人かごらんになって、非常に進んでいかなるようになるかと

お気持ちになっておられるのか、まだ全然そういう意思はないのか、その辺のところは、やっぱりあなたの方でおわかりだろうと思いますが。

○政府委員(瓜生順良君) 殿下の御意を向というのも、まあある程度、新聞、

ブの方がよかつたりする場合もありますので、従つて、われわれの立場では、殿下がどうおっしゃったとかいふようなことを言いますと、いろいろ將來に差しさわりが出来ますので、そういうような点はお許しを願いたいと思います。

○永岡光治君 大体内年というよう
な目途のようでございますが、おやり
になる、御調査になる対象ですね、い
わゆる皇族に限定されておるのです
か、それとも、まだもっと範囲を広め
て御調査されているわけでございます
か。

○政府委員(瓜生順良君) この調査の範囲は、元皇族、それから旧華族のみに限らないで、もっと広い範囲で、りっぱなしっかりしたい家庭のいいお嬢さんであればということで、範囲は相当広い範囲で考えておるわけであります。

○田畑金光君 それに関連してお尋ね

しますが、瓜生次長がかつてこの皇太子の結婚は私事か公事かということ、公事だという、これは公事に属する事項だと、こういうようにお話しになつておりますが、これはどういう理由でそういうことになるのでしょうか。

か。

○政府委員(瓜生順良君) 御結婚、その一般論からいいますと、私事かもしれませんが、皇太子殿下の場合には、まあ憲法にも天皇の地位は世襲だと、こうなっておりますし、御結婚によって世襲の実現が可能になるものでありますし、なお御結婚につきましても皇室会議の議を経るというふうな思っております。特に、われわれが公事と言つても、御結婚そのものという

より、御結婚に伴いまして式が行われます。まあ御成婚式とか、あるいはその内部に宮中御宴という御披露のものがあるに過ぎません。そういうものは、御披露の式と御披露の式とを兼ねて参ります。これはやがて公的なもので、単に普通の家庭の結婚の問題と違ふというふうにも考えられます。そういうふうなことでその全部が……。この行事の中にも私的なものもあると思ひます。ごくお内輪になさる、これは私事であります。特に外部に向つて披露される宮中御宴のようなところは、これはもう公事だと思ひます。そういうふうなもので、この中には私事の部分も含まれる部分けれども、全体として見て公的な部分が非常に多い、こういうふうな考へておきます。

○田畑金光君 今のお話を承りますと、まあ天皇の地位を継ぐ身分と地位を持つておられる、そういう意味においては確かに公的な性格が見られると思ひますけれども、ただ、御成婚式をあげるとか、そのお祝いの御宴を催すとか、こういうふうなことは、これは皇太子なるがゆえにある行事ではなくて、結婚という事実即ち、皇太子であるという人間である、常にそれはあり得ることだと思ひます。そういうことで、これが公的な性格を持つとは言えない、こう思ひます。また皇室會議の議を経る、まあ皇室會議に基いて皇太子の御結婚は皇室會議の議を経る、これだけで公的な性格を持つというところ、これは今の皇室典範の精神を見ても私は無理がある、こう考へるわけですが、どうでしょう。

○政府委員(瓜生順良君) 先ほども申

し上げましたのですけれども、やはり普通の家庭の場合の結婚の式とか結婚の披露というのとは、やはり皇太子の場合は違ふと思ひます。この披露をなさるのに、じや、皇太子さんだけのお立場で好きな人を呼ばれるというのじやなくて、やはり将来皇太子、また皇太子妃として、いろいろ御行動なさるその関係の必要上、国の面から考えまして、お呼びする範圍にしまして、この国内の、いろいろそういう関係でお呼びすべきものはしておるわけだ。また、外国の關係で、あるいはその大公使とか、そういうような人を呼ばれるというように、その呼ばれる範圍についても、やはり国家的な立場で考へて呼ばれるようにしたいと思ひます。そのほかに、私的に親しい学友の方とか、それは別になさつても私的なものですが、国家的な立場でいろいろな方を呼ばれてなさるの、これは公的なものというふうな考へるのがほんとうだと思ひます。

○田畑金光君 さようなことは、これは先ほど申し上げたように、皇太子であるという人間である、それはそれだけの地位に應じて生まれてくる内容の違ひだ、こう私は判断するわけだ。むしろ、今の憲法のもとにおいては、公的な生活というものと私的な生活というものは、天皇においても皇太子においても、はっきり区別されておると、こう見るわけだ。従つて、結婚というふうな問題等は、これは私ごとだと思ひます。はんとうではなからうか、こう考へるわけだ。そういう公的な性格が強くあるという見方は、やはり明治憲法のもとに

おける天皇、皇太子、あるいは皇室典範、こういうものはものの方の上に立つておるのではなからうかと、こう考へるわけだ。

そこで、問題になってきますことは、そういう公的な性格を強調しますと、皇太子の御成婚が国家的な行事だ、お祝いだ、こういう意味で、またこれは恩赦の適用等の重要な内容になつてくる、こういう問題が起きてこようと思ひます。こういうふうな点については、どういうふうにお考へでしょう。

○政府委員(瓜生順良君) 恩赦の問題は私の方の所管じゃありませんので、どうと言ふ筋ではありませんので、けれども、これは国の特別のお祝ひのときとか、あるいは行事の場合も従来行われておりますが、特別の場合に行われますが、これは法務省の方で考へておられますので、私からはちよつと何とも申し上げかねるわけでありませう。

○田畑金光君 あなたの所管である、私は申し上げておるのではなくして、皇室の善び事、あるいは慶典事で、さういふことが直ちに恩赦の適用になつていく、こういうようなことは、瓜生次長の考へておられるような、結婚というところが一つの公事であるという見方から出発しているわけだ、そういうふうな慶事を皇太子の結婚に、恩恵と申しては語弊があるかも知れませんが、これを直ちに恩赦の適用にしようという今の政治的な傾向というふうなものは、突き詰めてみま

す、瓜生次長のような考へ方から出発をされている、こうわれわれは見ているわけだ。皇室會議の議を経ることが直ちに公事であるとい

うようなことは、これは言えないと思ひますが、この点どうでしょう。

○政府委員(瓜生順良君) これはいろいろ見解によると思ひますけれども、一般の結婚であります。と民法――民法によりまして、まあ皇室典範は公法法的性質を持つておるものというように言われておりますし、皇室典範の規定によつて皇室會議の議を経る決定される、なお皇室典範の規定に基いて皇統譜にその場合登録される、御結婚されると。これは普通の区役所に届け出るのとまた違つた扱いになつておりますので、これもやはり天皇が国の象徴として、いわゆる憲法上の公けの象徴という立場ばかりでなく、その後継者の關係に關連してくるものから、そういうふうな特別な扱いになつておると思ひます。

○田畑金光君 今、審議しておる皇室經濟法の第二條を見ますと、国会の議決を経なければならぬ事項等があるわけだ。皇太子に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与する、こういうような場合は、一定の額以上の場合には国会の議決を経なければならぬ、こういう規定があるわけだ。これは明らかに財産の譲り受けでありますから、別にこれは単なる私法上の法律行為だ、こう考へるわけだ。国会の議決を経なければならぬ、こういふことになつてくるわけだ。国会の議決を経るから直ちにこれが公け事だというふうなことはならぬと考へるわけだ。そういう点から見ましても、皇室經濟會議の議を経るからというふうな、ただそれだけでは公事と見ることは少し無理がありはせぬかと、こう考

へるわけだ。また、費用について、瓜生次長の、何か衆議院でありましたか、答弁等によりまして、費用等も国費で負担をするからこれは公事になるのだ、こういうふうな御解釈のようでありまして、それもそのような理由になるわけだ。

○政府委員(瓜生順良君) 衆議院のたしか予算分科会だと思ひますが、その際に申しましたのは、御結婚の行事の主たる部分は公けの行事と考へられるので、従つて、その経費は宮廷費として一応予算に國費をいたたくつもりでいる。今のこの予算の中にはまだその経費は入つておりませんが、それはまだ日がきまりませんから入つていないのです、というように申しました。この予算が出るから公事と認めるというのと逆で、公けの行事だから、従つて、国の予算をいただけるものと思ひます。内廷費は定額であります。その額はさきに申しましたように、ごく私的なものであります。しかしながら、国の内外の有力な關係の深い方を国の立場で呼ばれるというふうなものは、これはまあ公けの行事だから国の経費で出すのが建前だ、こういうふうな考へておるわけだ。

○田畑金光君 そうしますと、その場合は、宮廷費に入るわけですか、内廷費の増額ですか。

○政府委員(瓜生順良君) それは宮廷費であります。内廷費の増額ではありません。内廷費の方は法律で定まっております。

○田畑金光君 法律でただ定額がきまつているから、内廷費のワケ内から出せないであつて、皇室の経費というものは常に国会の議決を経て国の予算の上に計上する、こういうことになつてゐるわけだ。その国会の議決を得る、国の予算に計上する、その意味においては宮廷費も内廷費も同じわけですが、ただ内廷費は予算定額がきまつてゐる、支出の範囲がきまつてゐる、こういうわけで、ただ予算の性格上、結局宮廷費に追加予算を要求せざるを得ぬ、こういうことにすぎないだらう、こう考えます。従つて、その点からだけ、そういうような面から見て、これを公け事だと思ふのは少し早計だと、こう考えるわけだ。国の予算へ計上する、これが公け事だとすれば、天皇あるいは皇室の生活の中には私生活というものがなくなつてくるわけでありませう。これはむしろ、そういうような解釈に立たない方が、今の憲法の建前からいつても妥当であらうと、こう考えますが、どうでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) その点は、先ほども申しましたように、国の予算でまかなうから公けの行事というふうになり、考えるのじゃありません。その逆になります。逆は必ずしも真ならずでありまして、今おっしゃる点で、国の予算が出るからそれは公けの行事、そういうふうには考えておらないのであります。ただ、内廷費の關係は、法律では内廷費は「内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし」というように、日常の費用と書いてありますから、特別の日常の御生活に必要な経費というふうに書いてありますから、御結婚のために特別に要

る費用なんかは、宮廷費というふうに考えております。宮廷費に載るから、必ずそれだから公事だというふうに逆に考えないで、公けの行事だから、宮廷費で予算を組んでいただけたらいいことなのであります。

○田畑金光君 もう一つお尋ねします。この間長官にお尋ねいたしましたし、たけれども、三笠宮の紀元節に関する意見の開陳、表明、これはどういうふうに次長は考えられますか。

〔委員長退席、理事永岡光治君着席〕

○政府委員(瓜生順良君) これは先日、宇佐美長官が申したと同じことであります。學問をなさつておつて、學問上いろいろのことを発表される。これは、実際にやつておられます。そのこと自体はどうということはありませんけれども、まあ政治的にいろいろ問題になつてゐることについて御発言になるということは、まあ政治に参画される。利用する人が出ますから、またそのためにいろいろ弊害が出る。今の紀元節問題だけをお考えになりますと、あなたのお考えのようではないじやないかというふうにお考えになるかもしれないが、しかし、他のいろいろ問題があることも考えられます。そういう場合に、皇族さんが発言して政治を引つぱつていかれるということがいいとかいふことになりまして、やはりまた、国の實際の政治を動かすのに皇族さんが力を持たれるということになりますと、また逆コースになる危険があります。そういうふうなことを考へ合せますと、やはりまあ天皇、皇族という政治のことには関与されないようにされた方が、これが新しい国の

現在の憲法の精神に沿ふものだらうと、こう考えております。

○田畑金光君 皇族が、意識的にあるいは故意に、政治的な発言をするということについては、次長の考えと私も同感ですけれども、私のお尋ねしてゐるのは、紀元節という問題について、三笠宮が學者として、歴史學者として自分の研究に基づいて、学問的な見地に立つて一つの見解を発表された、こういうことを一体どう見られるかということなんです。

○政府委員(瓜生順良君) 今、紀元節問題は一つの政治になつておりますので、そういうような問題に関して、議論があり、討論されておる、そういうような問題について発言をされることは、結局、政治に関与されるおそれがあるから、そういうことは控えられる方がほんとうであるというふうに考えております。

○田畑金光君 そういうことになつてきますと、たまたま現実の政治問題化してゐるから、政治的に利用される、悪用される危険性が出てゐるわけでありませう。かりに政治的な問題化してゐないとして、どうなるわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) まあその、かりに政治的問題になつていないという場合と云ふのは、まあたとえば法案が出てゐるというふうなことがない場合と云ふようなことであります。かどうか……まあ法律案が出てゐるかどうかという問題よりも、政治的にいろいろ右するか、左するか、どうするかというふうなことに關連するようなどとは、まあ現在の皇族としては御遠慮なさるのが建前だらうというふうに考へておるわけでありませう。単に學術上

の關係で、いろいろオリエンツの歴史をやつておられて、人類文化の發祥の關係で、いろいろこういうふうな時代があつた、こういうことがあつたといつてゐるが、他の記録からいへば違ふ、こうだと云ふ、それは純粹な學問上であつて、現在のわれわれが生活を

してゐるこの協同体における政治に直接關連し、それに力を加へるといふか、どうするといふ問題じゃありませんから、そういうのはもう自由だと思ひます。現在われわれが生活をしてゐるその生活を動かして政治に直接關連があるようなことは、まあ皇族さんとしては御遠慮なさるのが建前だらう、こういうふうな考へております。

○田畑金光君 オリエンツの研究をやられて、それに基づいていろいろな見解を述べられる、學者としての説をなされる、それは御自由だと、こうお話しになります。

〔理事永岡光治君退席、委員長着席〕

神武天皇の、その二千六百十年からの昔の建國記念日が、果して古代史から見た場合に事實であるかどうかということも、これは嚴然たる歴史的な探究の問題だと思ふのです。研究の分野だと思ふのです。その歴史學者としての研究の上に立つて一つの學説を立てるということ、見解を述べるといふことは、あなたの先ほどお話ししたオリエンツの研究云々といふことと、全く私は同一の範疇に所屬する問題だと、こう考へるわけだ。別に今のわれわれの生活が、神武紀元節を明確に認めようと思ふなくても、國民生活はこのままずっと健全に行つてゐるわけだ。ちつとも國民生活とは關係ない問題で

あります。私はあなたのお話を聞いていても、どうも三笠宮のあの発言が政治的な云々といふことには該當せぬと思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) まあ、その紀元節問題というものは、やはりそれを祝日にするとかしないとかいうことで、国会へ法案も出しておるようです、それに対する反対、賛成意見もあるようです、一般國民の間にも賛成、反対の意見が出されておられます。それはどちらかにどうきまるかということが、やはりその日をどうするかによつて、いろいろ國民の今後の生活にもある程度の影響はあらう。影響があるために、いろいろ国会におきまする政治面の方、また思想運動をやつておられる方が取り上げておられます。影響がないのなら、そう取り上げられないわけだ。取り上げられてゐるだけに、やはりそれは一つの政治問題である。従つて、それについてこの御発言をなさることは、まあ遠慮される方がほんとうだ。何も問題になつていないときに、たとえば神武天皇を研究なさつて、それを學會でお話しになるといふことであれば、これはほんとうの學術的な面だけでありませう。そうじやなくて、賛成運動だの反対運動だのといつてゐるときに、そういうふうな場合に關連して御発言になるということ、これはまあ現在の憲法の建前から、天皇並びに皇族さんのあり方としては、やはりほんとうじやないのではなからうか。

これは適當なんだ、ほんとうなんだというふうな考へますと、また、天皇あるいは皇族の方がいろいろ発言をされて、政治を動かしていかれるとい

ふに於いては、これはむしろ、そういうふうな解釈に立たない方が、今の憲法の建前からいつても妥当であらうと、こう考えますが、どうでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) その点は、先ほども申しましたように、国の予算でまかなうから公けの行事というふうになり、考えるのじゃありません。その逆になります。逆は必ずしも真ならずでありまして、今おっしゃる点で、国の予算が出るからそれは公けの行事、そういうふうには考えておらないのであります。ただ、内廷費の關係は、法律では内廷費は「内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし」というように、日常の費用と書いてありますから、特別の日常の御生活に必要な経費というふうに書いてありますから、御結婚のために特別に要

る費用なんかは、宮廷費というふうに考えております。宮廷費に載るから、必ずそれだから公事だというふうに逆に考えないで、公けの行事だから、宮廷費で予算を組んでいただけたらいいことなのであります。

○田畑金光君 もう一つお尋ねします。この間長官にお尋ねいたしましたし、たけれども、三笠宮の紀元節に関する意見の開陳、表明、これはどういうふうに次長は考えられますか。

うようなことは、民主主義の現在の精神に反するのではないか。やはり、もとの天皇制というより一つの力を持って、国を動かしていくというようないか。それは、われわれとして現在の憲法の精神を守っていく者としては、やはり適当じゃないじゃないかというふうに考えておられます。

○田畑金光君 あなたの最後の御心配、私はまた心配する点においては共通なんです、しかし、あなたの今お話を聞いておきますと、学問の自由とか学者の良心、こういうものは、皇族なるがゆえに、皇族の身分に伴ういろいろな制約の前には譲らなくちゃならぬ、こういうことになるかと承わったわけですが、そういうような解釈でいいかどうか。

○政府委員(瓜生順良君) そういうふうになると思います。これは三笠宮さんでなくて、普通の学者が言われましても、それほど政治的な響きもない。委員会でも取り上げられることもない。それだけに、皇族さんなるがゆえに影響力が大きいのであります。ですから、皇族さんとしては、先ほども申しましたが、現在天皇は象徴の地位におられ、皇位継承の権者である皇族の方方も、天皇と同じように、まあ政治の実権を握られるということ、それに関連して力を持たれるということのない建前になっております。皇族さんという立場におられる以上は、普通の学者の場合よりは、学者以上の、そこに配り慮が必要になるというふうに考えておりますので、今、田畑先生のおっしゃったようなことと同じことではあります。

○田畑金光君 私はあなたの見解と異

なりますけれども、それはこの程度にとどめますが、そういたしますと、ああいう皇族の発言がいろいろ政治的な影響するところ大きいから、遠慮してもらう、こういうようなことになってきまして、結局、皇族は昔のように、たとえば陸海軍の軍人にしかその職業を選ぶことはできぬ、こういうような一つのしきたりというものが拘束されてくることで、これは憲法で、天皇でも皇族でも人間としての自由、こういうものがかりっぱに保障されているはずだと思われたいが、そういう点から見ると、今のような考え方でいきますと、私はむしろ逆な立場から、あなたの先ほど結論に言われたような心配を持つわけでは

そうしますと、何かこういう発言については、適当でないということ、三笠宮に御注意でもなさる、進言でもなさる、そういうふうなこともなさったわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは宮内庁の当局で、宮さんにお会いしたときに、やはりこれは今適当じゃないから御遠慮なされた方がよろしいというふうに、御注意申し上げたわけでは

○田畑金光君 それは宮内庁の長官ですか、次長の方からお話しになったのですか。

○政府委員(瓜生順良君) それは宮内庁の長官から話をされました。なお、課長から話したこともあります。

○田畑金光君 あの問題以後、いろいろ右翼がどうのこうのというわけでおどりましたが、その後の三笠宮の身辺については、どういうことになっておるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) その後は、

特にいわゆる右翼の連中が脅迫的な文書を出したり、脅迫的に押しかけてきたりするようなことは、やわらいでおります。特に押しかけてくるというようないことは、全然その気配がありません。従って、一時皇宮警察から身辺護衛のために護衛官が宮邸に泊り込んでお守りしておりましたけれども、それはその空気の険悪なときだけであります。今は普通の状態に帰っております。普通の状態といいますが、だれも宮邸に泊り込んで護衛をするというようないことはしておらないわけでございます。

○田畑金光君 天皇とか皇太子、あるいは皇族ですが、こういう皆さん方の今後の教育の問題、あるいは職業選択の問題、これらの点については、宮内庁当局としてどういうふうにお考えになっておられるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) この御教育の關係、これはいろいろ人間としての教養を深められるために御勉強なさる、これは一般的な問題です。そのほか、やはり公けの行事なんかによく出られますから、一般の現在の国内情勢とか、国際情勢とかいうものも御勉強になります。それからなお、御趣味として、また御勉強になりたいものを御勉強になる。陛下は御趣味として生物学、皇太子殿下は御趣味としては魚学、魚の方の研究、それから義宮さんは動物学の方を勉強され、この四月から東京大学の動物学研究室に研究生としておいでになることになっております。しかし、これは趣味としてなさるわけでは、その御学問としての専門家になるという目標というわけでございます。現

在の國家の体制における皇族としていろいろ御行動なさるのに十分の人間的教養をつけられて、社会的な正しい認識を持たれるという点が主であります。そのほかに、御趣味の学問をやられる、そういうことにいたしております。

○田畑金光君 そういたしますと、職業選択の自由ということも、皇族なるがゆえに制限されてくる、また、そのように仕向けていっておると、こう見られるわけですが、天皇の御一族としては全部、魚とか、動物とか、生物とか、こういう研究面しか趣味がないというところはあり得ないだろうと思われたい。それは要するに、先ほどお話しのように、政治的な問題はできるだけ遠慮してもらって、こういうような点から、結局、学問の研究の選択ということもおのずからそこに制約がなされてくる。また従って、職業選択の自由というものも結局なくなる。むしろほんとうに才能があるなら、たとえば三笠宮が大学の講師をやっておられるように、もう少し天皇のお子様方もその才能に応じて、やはり自分の研究、あるいは自分の勤労で生活をされていく、こういう姿が望ましい今後のあり方ではないかと、こう思うのですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) 今、義宮さんが動物の研究をなさり、皇太子殿下は魚の研究をなさる、それを無理にそいうような方面をお勧めしたのかというふうな点、それは別にこういうものをなさうと言ったのじゃなくて、おのずからの御趣味がどういふ点にあるかというところをおきめ願って、自然そいういうような点に御興味を持たれるか

ら、それじゃおやりになったらというようないことでやったわけではあります。この職業の關係でありまして、これは皇族として成年に達し、いろいろ活動なさるということになれば、公けの公人の立場で活動されるのでありますから、やはり皇族という一つの国家的な機構の中におけるお仕事をやはり持たれる、それが一般にいって一種の職業——言葉は悪いのですけれども、それに当るのじゃないかと思われたい。いろいろの行事に出席をされたり、お客をなさる。また、いろいろな団体なんかの、皇族として總裁をなさる。總裁をなさるといふか、特別の立場でなくても、皇族さんということでお勤めになるべきいろいろな仕事があるにございまして、そういうような面でも進められる。それを本流とされ、なお御自分の好きな御趣味のこともなさる。

三笠宮さんの、それじゃ、今主たる点は、学者として、学者を職業としておられるかという点、そうではあります。学者としてのもは御趣味としてやられる。今女子大で講師をなさっておるが、それは講師だけのことで、なおそのほかテレビやラジオや本を書くこともありますけれども、しかし、これはそう大きな仕事ではございませ

ん。三笠宮さんについても、やはり普通の学者のそれを専業としておられるというよりも、主たる点は皇族さんであって、なお御趣味としての学問をなさっておるといふようにわれわれは見えております。他の皇太子殿下、義宮さんについても、やはり将来も、公人としては皇族としての公人の活動が主たるものになって、なおそのほか御趣

味として何かはかに少しやってみよう。それは主たる点ではありませんが、わき役のお仕事をなさるということ、これは何もそう制約するものではない、お仕事をなさる場合においても、先ほど申し上げたように、何か政治的な関連を持ってくるようなお仕事は、やはり現在の国の憲法の建前からいって避けられる方がよろしいとは考えますが、議院さんが将来動物学を研究なさって、これが相当にならうて、どこかの大学の講師をなさるといふようなことがあっても、これはけつこうだと思っておるのであります。

○田畑金光君 そうしますと、今の宮内庁の考えておられることは、今後の皇族のあり方というものは、御趣味としてはそれぞれに研究を携わってもらうが、皇族という身分そのものがすでに公的なものを持っておるので、何とかの大会に名代として出席されるとか、あるいはまた、いろいろな大使の使節のレセプションに出席するとか、そういうようなことが皇族の生活のほとんどである。一種のそれは、国民からいうと、それは一つの職業である、こういうような考え方でおられるわけですね。

○政府委員(瓜生順良君) 大体においてそういうことであります。

○田畑金光君 われわれとしては、聞けば聞くほど、どうも瓜生次長の御答弁、あるいは宮内庁の考えておられるは、新しい憲法の期待したものとして、新しい憲法のおおるような印象を強く受けるわけで、この問題はまた今後の機会に、さらに御質問する機会を持ちたいと思います。

○千葉信君 皇室経済会議の方から出ております内閣総理大臣あての皇室の経済に関する意見書の提出ですが、これを見ますと、単に、経済情勢の推移にかんがみ皇室経済法第四條第一項云云というところで、結論だけがぼつんと出されておられます。他のそれぞれの法律に基いて出される答申もしくは意見等の場合に、こういうふうな結論だけをぼつんと出している例がないのです。結論はもちろん出されますが、同時に、その結論の出たいろいろな条件なり客観的な事実等について、さまざまなその結論を敷衍づける説明がつくのが普通でございします。私は、どうもこの出し方を見ますと、かなり不愉快な印象を受けます。何か皇室に關することであると、また事案の上に關することだから、あまり立ち入ってその内容、具体的な事実等について触れたくないという気持、もつとはつきり言え、こういうおそれ多い關係の問題については、なるべく平民どもあまりこれにさわっちゃいかぬという、そういう考えが根底になつていよう、その印象を私は受ける。これでは、私は、こんな程度の結論だけでは、この結論が内閣を通じて国会に報告をされても、国会としては非常に迷惑なんです。もつとやはりこういうものについて、他のこの場合におけるやり方のように、もう少し私はこの結論に至る経過等について説明があつてしかるべきだと思ひます。この点について、どうお考えになられてこういう出し方をされておられるのか、この点からまずお尋ねをいたします。

○政府委員(瓜生順良君) 皇室経済會議から意見を内閣に出し、内閣から國會にそれを出されるということで、その書類が出ておるわけでありまして、が、皇室経済會議の際には、相当いろいろこまかい説明もし、資料もごらんになつて、その定額を増額する必要があると認めるという決議をなさつた。で、從來もそのものを報告として出してきておられたものですが、今度が初めてではありませんが、まあこれでいいと思つて事務的には準備いたしましたのであります。で、この中に、要するに、意見として定額の変更すること必要と認めるという、非常に簡単ではあります。が、なお、どうせまた實際問題としてこまかい点は御説明をすることでもできるし、結論として必要であるという意見を出されてあるから、從來もそうだから、それでいいのかと思つて事務的には出したのであります。

○千葉信君 まあ、從來そうだったということは私も知つております。しかし、どうもこういう問題を國會でいろいろ検討する立場に立つた者の考えとしては、やはりこの点に相当疑問を持たざるを得ない。まあ、そのこまかい内容等については、追つてどうせそのうちに説明できるだらうからということは、私はこれは理由にならぬと思ひます。特に、こういう意見書を提出することになつて皇室経済法第四條の規定からいいますと、「変更の必要がある」と認めるときは、これに關する意見を内閣に提出しなければならぬ。次に、「前項の意見の提出があつたときは、内閣は、その内容をなるべく速かに國會に報告しなければならぬ。」「内容」という文字があり、そうして前項には「意見」という文字

がある。唐突にその意見が出るものではないと思ふのです。その意見というのは、後段にあるようにやはりある程度の内容が明らかになることが當然必要だというのが、この条文から私には出てくると思ふのです。ですから、今回はこういう格好で經濟會議の方から出たのですから、私はこれを變更しろとは言ひません。しかし、少くとも今はこの意見を出すときには、その意見を出すに至つた経過であるとか、その意見の根拠をなす説明ぐらひは、私は當然必要だと思ふ。そうでないと、國會の論議は必ず混乱します、ある程度。その点については十分將來留意をしてもいい。

それから、もう一つは、あなたの方から出ておられます意見そのものと、今回政府の方から提出されております法律案の案件に伴つて出ている提案理由の説明と、食い違つておられます。片方は、「經濟情勢の推移にかんがみ」云々ということと。ところが、提案理由の説明によりますと、同じく「經濟情勢も變化し」という条件が出ておられます。しかし、それと同時に、この意見の具申にはなかつた内容として、「内廷費につきましては、その間における外国交際の範圍及び内容の拡大、成年に達せられた皇族の諸経費の増大等により」と、皇室經濟會議のこういう變更をしなければならぬという理由以外の理由が、今回の法律提案に當つてその理由となつてゐる。

「また、皇族費につきましては、内廷費同様御活動範圍の拡大等により、現定額では所要の経費をまかなうには不足を來す実情であります。皇室經濟會議として今回こういう變更をしなければならぬ」というその理由となりまして、たものと、國會に出されましたこの提案理由の説明によると、變更しなきゃならぬ条件が食い違つてきておる。これではいかぬと思ふのです。これで、さつき私が申し上げたように、國會の審議はある程度影響をこうむらざるを得ないので、条件が違つておるのですから。単に經濟情勢の変動だけの理由という提案理由の説明であれば、これは皇室經濟會議の結論に基いてこういう措置をとられようとしておるのだということになる。しかし、これは明らかに食い違つておる。

そこで、私は、この際は時間の關係もありまして、資料の要求にとどめておきます。つまり、この經濟會議の結論となりまして經濟情勢の変動以外の条件等についても國會としては相當慎重に検討を加えなければならぬので、もつと具体的に、この提案理由の説明にありましてやうな事実についての資料、たとえば外国の使臣との交際もしくは外国の皇族その他との交際にかかわる経費が、從來と今後とどういう程度にその範圍が拡大されてくるのか。それから、成年に達せられた皇族の諸経費の増大ということ、どういう程度の違いが起つてくるのか。これは皇族費の場合も同様でございします。それから、根本になつております經濟情勢の変動、これは私どもは一般的にはわかりません。しかし、それでは、そういう經濟情勢の変動に伴つてどの程度の皇族費が必要になるのか、もしくはまた、どの程度の内廷費が必要となるのか、審議するための資料です。何に、一体どういう程度に使つておるのか、それはこまかく全部きざん

ればならぬというその理由となりまして、たものと、國會に出されましたこの提案理由の説明によると、變更しなきゃならぬ条件が食い違つてきておる。これではいかぬと思ふのです。これで、さつき私が申し上げたように、國會の審議はある程度影響をこうむらざるを得ないので、条件が違つておるのですから。単に經濟情勢の変動だけの理由という提案理由の説明であれば、これは皇室經濟會議の結論に基いてこういう措置をとられようとしておるのだということになる。しかし、これは明らかに食い違つておる。

で持つてこいということ、これは少し酷でしょう。もう少しこの問題を、私どもが納得できるように、その審議の資料としてはどうしても必要ですから、以上申し上げた資料を、経済情勢の変動というのは、これは一応は一般的な条件としては私どもわかりませんが、その経済情勢の変動云々に伴ってどういう経費が必要となるかという点について、項目別に、どういう経費の使い方をしておるのか、その点の、大まかでけっこうですから、そのお金の使い方、物価の変動によって受ける格差、そういうものと、それから前段の方の外国との交際の範囲の拡大という条件についての、今までの交際の範囲の程度と今後の交際の範囲の程度、それからもう一つの、成年に達せられたという条件で起ってくるその変動について、どの程度の変化が起るかということについての国会認識をはっきりしなければいけませんので、その資料をできるだけ早くお出しを願いたい。いかがですか。

○委員長(藤田進君) できれば、来週火曜日までには出していただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 今ほどの御意見に沿うように、できるだけ早く資料を準備いたしまして、提出いたすことにいたします。

○委員長(藤田進君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を始めて。

○田畑金光君 それでは、青少年問題協議会設置法に関連いたしまして、資料としてこれ一冊いただきましたが、中央青少年問題協議会の今日までやっ

てきた仕事と内容については、これで大体わかりますけれども、第一条第二項によりますと、「都道府県及び市町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会を置くことができる。」、こうなっておりますので、都道府県、市町村段階においてどういう活動をやっておるか。ことにこの法文によりますと、全部置かなければならないとはなっていないので、そこで、どういう府県が置いていないのか、どういう府県が置いてあるのか。そうしてどういう府県段階においてこの協議会はどういう仕事をやってきたのか。それから、全国の市町村段階においても、どの程度これは全国の市町村の中で協議会を置いてあるか、置いていないか。また、どういう仕事をやってきたか、やってこなかったか。こういうようなことを一つ、中央、地方一貫して見たいと考えますので、なるべく早い機会に、この資料を御提出願いたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ本案の質疑は本日はこの程度にとどまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会

昭和三十三年四月八日印刷

昭和三十三年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局